

令和4年度第9回福岡市農業委員会総会議事録

1 開催日時及び場所

(1) 日時 令和4年12月12日(月) 開会 午後 3時 7分
閉会 午後 4時15分

(2) 場所 あいれふ10階 講堂

2 出席委員及び欠席委員氏名・人数

(1) 出席委員

中村 光明	笠 信一	城戸 武稔	久保田 喜一	笠 康雄
田代 文昭	笠 文彦	中村 美佐子	高木 智代	袈裟丸 宏二
川嶋 仁	柴田 清治	井手 鐵男	小賦 眞須美	城田 知子
明永 卯太郎	牛尾 憲一	上田 義廣		

以上 18 名

(2) 欠席委員

清水 源義

以上 1 名

3 総会に附した議題及び審議の内容

別紙記載のとおり

4 動議及び提案者の氏名

(1) 動議の内容

なし

(2) 提案者

なし

5 議事録署名人に指名された委員の氏名

牛尾 憲一 久保田 喜一

6 書記氏名

磯部 敦 若松 弘恵

7 総会に出席した関係人の氏名

なし

8 農地利用最適化推進委員出席者

宮本 義和	安河内 實	川添 雅秀	進藤 弥須夫	城戸 憲一
中村 和久	大神 達雄	下司 弘	板倉 清人	角 一三
馬場 雄治	安永 明弘	西嶋 慎二	青柳 善満	三笥 義則
高宮 秀之	山田 厚	吉積 俊彦	塚本 喜代太	久保 篤美
徳重 茂	大神 常夫	宗 義治	富田 一夫	西 康晴

9 事務局出席者

高本 英一	古島 美保	宮原 信彦	岡崎 麻子	國武 雅也
志藤 伸一	桑野 綾子			

議 長	<p>それでは、ただいまより、令和4年度第9回福岡市農業委員会総会を開会いたします。</p> <p>農業委員定数19名中18名が出席されており、定足数を満たしておりますので、総会は成立いたします。</p> <p>本日の議事は、議案が18件、報告事項が7件となっております。</p> <p>議事運営につきまして、ご協力のほどよろしくお願いいたします。</p> <p>議事に入ります前に、本日の総会の議事録署名人について、「牛尾 憲一 委員」と「久保田 喜一 委員」を指名します。よろしくお願いいたします。</p> <p>それでは議事に入ります。</p> <p style="text-align: center;">案件1 農地に係る事項 議題第1号 「農地法第3条の規定による許可申請」について</p>
議 長	<p>審議事項の議題第1号「農地法第3条の規定による許可申請」についてですが、議案第7号及び第8号については、私が当事者となっており、「農業委員会等に関する法律」第31条の規定により、農業委員は自己に関する事項についての議事に参与できないため、議案第1号から第6号についての審議が終わりましたら、議事進行を副会長にお願いし、私は一時退出します。</p> <p>それでは、議案第1号から第6号について事務局より説明をお願いします。</p>
農地調整係長	(議案第1号及び第2号について、資料により説明)
西部出張所長	(議案第3号、議案第5号及び第6号について、資料により説明) (議案第4号について、議案を取り下げる旨説明)
議 長	<p>ただ今、事務局より取り下げの説明がありました議案第4号を除く、議案第1号から第6号について、現地調査をされた推進委員にご意見を伺います。</p> <p>議案第1号について、担当区域の推進委員お願いします。</p>
推 進 委 員	12月2日に現地を確認しました。親子間の贈与であり問題ないと思います。
議 長	議案第2号について、担当区域の推進委員お願いします。

推 進 委 員	1 2 月 5 日にほかの推進委員と一緒に現地を確認しました。申請地は適正に管理されており、今後も耕作するとのことでしたので、問題ないと思います。
議 長	議案第 3 号について、担当区域の推進委員お願いします。
推 進 委 員	1 2 月 1 日に現地を確認しました。親子間の贈与で、農業もしっかりされておりますので、問題ないと思います。
議 長	議案第 5 号について、担当区域の推進委員お願いします。
推 進 委 員	親子間の贈与であり、家族で米と野菜をまじめに作っておられますので、問題ないと思います。
議 長	議案第 6 号について、担当区域の推進委員お願いします。
推 進 委 員	1 2 月 4 日に現地に確認にいきました。周りの方に話を聞きましたが、野菜をまじめに作っているとのことなので問題ないと思います。
議 長	事務局からの説明及び推進委員の意見をお聞きしましたが、この許可申請についてご意見・ご質問はありませんか。
	(意見・質問なし)
議 長	それでは一括して採決を行います。 議案第 1 号から第 3 号、第 5 号及び第 6 号に関して、原案に賛成する委員の挙手を求めます。
	(全員挙手)
議 長	全員賛成ですので、議案第 1 号から第 3 号、第 5 号及び第 6 号は原案どおり可決しました。 次の議案第 7 号及び第 8 号につきましては、進行を副会長にお願いし、私は一時退出します。
	<議長退室>
議 長 (代 理)	議案第 7 号及び第 8 号について、事務局より説明をお願いします。

西部出張所長	(議案第7号及び第8号について、資料により説明)
議長(代理)	ただ今、事務局より説明がありました議案第7号及び第8号について、現地調査をされた推進委員に意見をお伺いします。
推進委員	11月30日に現地を確認しております。まず議案第7号について、親子間の贈与です。次に議案第8号について、兄弟間の贈与で、これまで共有だったものが、譲受人の単独所有になるものです。譲受人は兼業農家ですが、休日にはしっかり農業をされており、今後も耕作するとのことでしたので、問題ないと思います。
議長(代理)	事務局からの説明及び現地調査の結果についての推進委員の意見をお聞きしましたが、ご意見・ご質問はありませんか。 (意見・質問なし)
議長(代理)	それでは一括して採決を行います。 議案第7号及び第8号に関して原案に賛成する委員の挙手を求めます。 (全員挙手)
議長(代理)	全員賛成ですので、議案第7号及び第8号は原案どおりで可決しました。 それでは、審議が終わりましたので、会長に入室していただき、進行を会長に戻します。 <議長入室>
議題第2号 「農地法第5条第1項の規定による許可申請」について	
議長	次に、議題第2号「農地法第5条第1項の規定による許可申請」について事務局より説明をお願いします。
農地調整係長	(議案第9号について、資料により説明)
西部出張所長	(議案第10号及び第11号について、資料により説明)
議長	ただ今、事務局より説明がありました、議案第9号から第11号について、

<p>推 進 委 員</p>	<p>現地調査をされた推進委員の方にご意見を伺います。</p> <p>議案第9号について、担当区域の推進委員お願いします。</p> <p>12月5日に現地に行きました。申請地は既に造成されており、北側には福岡空港の敷地が近接しております。申請地の近辺では福岡空港の滑走路増設に伴い、空港の拡張部での河川と道路の付け替え工事が行われました。申請地はもともと管理休耕地でしたが、この工事の間、作業ヤードの一部として、国土交通省が使用しました。</p> <p>その後、申請地近傍の観光バス会社から駐車場としての利用申し出があり、今回の申請に至っております。</p> <p>なお、申請地に隣接農地はなく、用排水路も整備されており、被害防除も必要なく問題ありません。</p>
<p>議 長</p>	<p>議案第10号及び第11号について、担当区域の推進委員お願いします。</p>
<p>推 進 委 員</p>	<p>12月に入り現地確認をしております。まず議案第10号について、申請地は耕作されておらず、雑草が生えた状態となっており、申請地の東側が資材置場、南側が空き地、北側が水田となっており、西側には水路が走っており、田に出入りするため幅3mの蓋がかけられております。</p> <p>許可後は解体業者の資材置場及びトラックや重機の駐車場とする計画とのことです。水路については水利組合の許可を得ております。</p> <p>申請地の西側に道路がありますが、幅が約4m弱しかありません。ここにトラックや重機が頻繁に出入りすると、申請地の北側に所在する20戸の集落に影響があるものと思われませんが、隣組等の近隣への説明や了承はないと聞いております。農地関係では問題ないと思いますが、近隣の了承を得るべきでないかと思えます。</p> <p>続いて議案第11号について、申請地の周辺の状況から、近隣の農業には影響はないものと思えます。</p>
<p>議 長</p>	<p>事務局からの説明及び推進委員の意見をお聞きしましたが、この許可申請についてご意見・ご質問はありませんか。</p>
<p>農 業 委 員</p>	<p>議案第10号について、詳細に推進委員が説明してくれていましたが、私もまさか解体業者の資材置場になるとは思いませんでした。私の家の近所なのですが、解体業者の本社は唐津なので、一時的に申請地に資材等を置いて作業されるのではないかと思います。解体業者ですので、扱っているのはほとんど産廃だと思われます。</p> <p>この周辺の地域は申請地も含めて、福岡市の住宅都市局に区域指定型制度</p>

	<p>を申請しており、将来的にこの周辺は住宅が建てられるようになると思われます。そのような時にここに解体業者の資材置場があつていいものか。住宅ができた時に、資材置場からの埃や資材が飛ぶことや、積み上げられた資材の圧迫感等の恐れが想定されます。それを町内の了解を得ずして、水利委員の承諾だけで許可してよいのか。仮に住宅への影響が発生し、住民が農業委員会に責任を取れと言ってきたときに、農業委員会が何かできるかといえば何もできません。私は、できたら、地域の方が吟味されるまで、農業委員会での決議は待っていただきたいと思います。</p>
事務局 長	<p>ただいま委員から指摘のありました件につきまして、私どもも資材置場という認識はありましたが、指摘のあつた影響につきましては、想定しておりませんでした。また、区域指定を地域の皆様で合意して進めており、住宅地になるということも、そこまで認識しておりませんでした。地域の方々のご理解を得て進めたほうが、譲受人にとってもいいと思いますので、次回以降の継続審議にすることを提案したいと思いますが、いかがでしょうか。</p>
議 長	<p>事務局から継続審議の提案がありましたが、ご意見はありませんか。</p>
農 業 委 員	<p>以前にもありましたが、近隣住民から問題が出されている案件については、農地法の観点からすると問題はないものの、地元の人が何らかの懸念を持っているのであれば、その懸念を払拭するよう努力は必要だと思います。例えば今回は業者から地元の人に十分説明してもらったりとか、了解を取ってもらったりとか、そういう時間を取るべきではないかと思いますので、継続審議は妥当であると思います。</p>
議 長	<p>ほかにどなたかご質問等はありませんか。</p>
推 進 委 員	<p>今後の参考のために聞かせてください。議案第9号について、申請地は周りと同じような状況に見えるのですが、隣接している土地の地目はどうなっているのでしょうか。</p>
農地調整係長	<p>周囲は雑種地や、登記簿上の地目は農地のままですが国土交通省が買い上げた土地となっています。1筆だけ譲渡人が所有する農地が、同じような状態で残っていますが、今後国土交通省がフェンスを作る予定と聞いております。</p>
推 進 委 員	<p>見た感じは同じ状況ですが、周りは農地でないということですね。</p>

農地調整係長	はい、そのとおりです。
議 長	<p>それでは、継続審議の提案があった議案第10号を除き、議案第9号及び第11号について一括して採決を行います。</p> <p>議案第9号及び第11号に関して、原案に賛成する委員の挙手を求めます。</p> <p>(全員挙手)</p>
議 長	<p>全員賛成ですので、議案第9号及び第11号は原案どおり可決しました。次に議案第10号について、継続審議とすることに賛成する委員の挙手を求めます。</p> <p>(全員挙手)</p>
議 長	<p>全員賛成ですので、議案第10号は継続審議とし、次の総会で再度審議を行うことといたします。</p> <p style="text-align: center;">議題第3号 「非農地証明の発行」について</p>
議 長	<p>次に、議題第3号「非農地証明の発行」について、事務局より説明をお願いします。</p>
農地調整係長	<p>(議案第12号から第14号について、資料により説明)</p>
議 長	<p>ただ今、事務局より説明がありました、議案第12号から第14号について、現地調査をされた推進委員の方にご意見を伺います。</p> <p>議案第12号について、担当区域の推進委員お願いします。</p>
推 進 委 員	<p>12月2日に現地を確認しましたが、現地は相当荒れておりました。10年くらい隣地の人が耕作していたのですが、その後、耕作をやめられて10年くらい手つかずの状態ですので、山林化が進んでおり、非農地証明の発行はやむを得ないと思います。</p>
議 長	<p>議案第13号及び第14号について、担当区域の推進委員お願いします。</p>
推 進 委 員	<p>12月5日に別の推進委員と一緒に現地確認をしました。議案第13号及</p>

議	<p>長 び第14号の土地ともに、先ほどの3条許可申請の議案第2号の農地と隣接しております。原野化・山林化しておりますので、非農地証明の発行もやむを得ないと思います。</p> <p>事務局からの説明及び推進委員の意見をお聞きしましたが、ご意見・ご質問はありませんか。</p> <p>(意見・質問なし)</p>
議	<p>長 それでは、議案第12号から第14号について一括して採決を行います。議案第12号から第14号に関して、原案に賛成する委員の挙手を求めます。</p> <p>(全員挙手)</p>
議	<p>長 全員賛成ですので、議案第12号から第14号は原案どおり可決されました。</p>
<p>議題第4号 「農地の権利移動に係るあっせん委員の指名」について</p>	
議	<p>長 次に、議題第4号「農地の権利移動に係るあっせん委員の指名」についてですが、農業委員が申出人となっておりますので、「農業委員会等に関する法律」第31条の規定により、議事に参与できないため、一時退出していただきます。</p> <p><委員1名退出></p>
議	<p>長 それでは議案第15号について、事務局より説明をお願いします。</p>
西部出張所長	<p>(議案第15号について、資料により説明)</p>
議	<p>長 事務局からの説明について、ご意見・ご質問はありませんか。</p> <p>(意見・質問なし)</p>
議	<p>長 それでは採決を行います。議案第15号に関して、賛成する委員の挙手を求めます。</p>

議 長	<p>(全員挙手)</p> <p>全員賛成ですので、議案第15号は原案どおり可決しました。 それでは、審議が終わりましたので、委員に入室していただきます。</p> <p><委員1名入室></p> <p style="text-align: center;">議題第5号 「特定農地貸付に係る市民農園の承認申請」について</p>
議 長	次に、議題第5号「特定農地貸付に係る市民農園の承認申請」について、事務局より説明をお願いします。
農地利用推進係長	(議案第16号から第18号について、資料により説明)
議 長	<p>ただ今、事務局より説明がありました、議案第16号から第18号について、現地調査をされた推進委員の方にご意見を伺います。</p> <p>議案第16号について、担当区域の推進委員をお願いします。</p>
推 進 委 員	申請地はこれまで農地として貸されておりましたが、近隣との問題もなく、皆さん和気あいあいと野菜作りをされておりますので、問題ないと思います。
議 長	議案第17号について、担当区域の推進委員をお願いします。
推 進 委 員	12月10日に現地調査を行いました。公園と川にはさまれた農地で、現況は水稻の作付けが終わった農地です。周辺の農用地の農業上の利用の増進に支障を及ぼすことはなく、特に問題はないと考えます。
議 長	議案第18号について、担当区域の推進委員をお願いします。
推 進 委 員	12月7日に開設者の担当者と現地を確認いたしました。近隣農地には市民農園を開くことに何ら支障はないと思われませんが、唯一懸念されるのは、利用者が市民農園の周辺に駐車等をされることによって、近隣とのトラブルが発生するようなことが、くれぐれもないよう、利用者へのマナー指導を徹底するように開設者をお願いしております。
議 長	事務局からの説明及び推進委員の意見をお聞きしましたが、ご意見・ご質問

	<p>はありませんか。</p>
農 業 委 員	<p>先ほど推進委員が言われた、利用者の駐車場はどうされるのですか。</p>
農地利用推進係長	<p>まず、議案第16号についてですが、申請地の近隣に所有者がお持ちの土地を、駐車場として利用することが可能であると聞いております。</p> <p>次に、議案第17号についてですが、公園の有料駐車場がすぐそばにあります。</p>
農 業 委 員	<p>申請地周辺の土地はわかりますが、公園の駐車場は野球の大会等があるときには満車になります。</p> <p>駐車場の設置が市民農園の一番の課題であると思います。立花寺緑地リフレッシュ農園は舗装された立派な駐車場がありますし、今津リフレッシュ農園もゆったりした駐車場が整備されています。市民農園を開くのはすごくいいと思うのですが、議案の3件は路線バスで行けるようなところではないので、駐車場の問題を根本的に解決しないと、曖昧な利用者のマナーに頼って許可を出して、その後農繁期に通行の邪魔となりトラブルになって、警察沙汰になったらどうなるのかととても心配です。</p>
農地利用推進係長	<p>ご指摘のとおりでございます。申請地はコインパーキングも近くにありません。既成市街地に近い農園でしたら、自動車を使わず、徒歩や自転車で通える利用者を申込条件とすることもできますが、路線バスも通っていないようなエリアでしたら、自動車で行かざるを得ません。農機具や資材の搬入搬出等は、管理用通路を利用することができるのですが、長時間となる場合は問題があるため、何らかの対策を講じる必要があるかとは考えております。</p>
農 業 委 員	<p>先日モニタリングで、立花寺緑地リフレッシュ農園に行かせていただいたのですが、そこは駐車場が完備されていて、利用者がいっぱいなんです。管理者や農園でできたお友達とお話をしたりして、半日以上過ごされる利用者が多く、「農作業が終わって1時間で帰ります。」というような考えは現実的ではないので、そのような利用状況を考えれば、駐車場の問題は早急に考えたほうが良いと思います。</p>
農地利用推進係長	<p>立花寺緑地リフレッシュ農園や、今津リフレッシュ農園のように大規模な市民農園となると、市民農園整備促進法に基づき、休憩所やトイレ・駐車場を設置することは可能ですが、農地の面積が小さいところの場合は、そこまで大掛かりにするのは難しい面があります。</p>

農 業 委 員	議案第18号については大丈夫ですか。どこか駐車しても大丈夫なところはあるのでしょうか。
農地利用推進係長	利用者の路上駐車が、事故やトラブルの原因とならないよう、適切な通園手段が利用者に徹底されることを、市民農園の開設運営者に求めていると考えています。
農 業 委 員	農業委員会が許可するのだから、駐車スペースを確保するよう指導すべきだと思います。特に事務局はそれを取り締まる立場なので、駐車場は最低限これだけの台数が必要と指導して、転用の許可を出してあげればいいのかと思います。
議 長	<p>それでは、議案第16号から第18号について一括して採決を行います。議案第16号から第18号に関して、原案に賛成する委員の挙手を求めます。</p> <p>(全員挙手)</p>
議 長	<p>全員賛成ですので、議案第16号から第18号は原案どおり可決されました。</p> <p>次に報告事項につきましては、書面による報告とし説明は省略していますが、報告第4号及び第5号については、事務局より説明の申し出がありました。事務局は説明をお願いします。</p>
西 部 出 張 所 長	<p style="text-align: center;">報告第4号 「農地法各条の取下げについて」について</p> <p>(報告第4号について、資料により説明)</p>
西 部 出 張 所 長	<p style="text-align: center;">報告第5号 「農地の権利移動あっせん申出の取消し・取下げ」について</p> <p>(報告第5号について、資料により説明)</p>
議 長	<p>事務局より説明のあった件も含め、報告事項全般についてご意見・ご質問はありませんか。</p> <p>(意見・質問なし)</p>

		案件2 農政に係る事項 報告第7号 「農業委員・農地利用最適化推進委員の申込結果」について
議	長	<p>それでは、案件2の「農政に係る事項」に移ります。</p> <p>報告第7号「農業委員・農地利用最適化推進委員の申込結果」について、事務局より説明をお願いします。</p>
総務係	長	(報告第7号について、資料により説明)
議	長	<p>事務局から説明のありました、報告第7号について、ご意見・ご質問はありませんか。</p> <p>(意見・質問なし)</p>
議	長	<p>その他、ご意見・ご質問等がないようであれば、これで本日予定しておりました議事は全て終了しました。円滑な進行にご協力いただきありがとうございます。</p> <p>それでは、これで令和4年度第9回福岡市農業委員会総会を閉会します。</p> <p>なお、次回の総会は、令和5年1月13日金曜日に、あいれふ10階講堂での開催を予定しております。</p>